

令和6年 12月 25日

質問事項・回答

自転車等駐車場の管理運営業務受託者募集（キタエリアⅠ期・ミナミエリアⅠ期・本町エリアⅡ期）

大阪市建設局

番号	質問事項	回答
1	<p>〈キタエリア I 期〉 現状、一部無電源式駐輪システムが導入されておりますが、近隣から電気が引けないなどの理由がございますでしょうか。</p>	募集要項「5（7）駐輪器具等の配置」に記載のとおり。
2	<p>〈キタエリア I 期〉 埋設配管ですが、国土交通省埋設配管深さ規定では公道の歩道および人が通る場所は 600mm 以上となっておりますが、今回は全て 1,200mm という事でしょうか。 車道については、1,200mm 以上の認識でございます。</p>	別添資料 6 に記載のとおり。
3	<p>コールセンターや掃除等、一部業務の第三者委託は可能でしょうか。</p>	別添の契約書（案）第 11 条に記載のとおり。 ただし、第三者へ委託する場合は、本市の承諾が必要となります。
4	別添資料 3 現況図に記載されている設備が現事業者帰属設備、その他バリカーやライトは貴市帰属設備でしょうか。また、貴市帰属設備の場合、新事業者も引き続き使用可能という認識でよろしいでしょうか。	柵及び照明柱については、本市が設置、所有しており、引き続き利用可能です。
5	<p>キタエリア 9C に設置されているロッカーは貴市帰属設備でしょうか。また、その場合、新事業者も引き続き使用可能でしょうか。</p>	現事業者が一時的に設置したものであり、不可とします。
6	<p>精算機・看板類・防犯カメラの数は新事業者の判断で増減可能でしょうか。</p>	募集要項「4（1）駐輪場の管理運営」に記載のとおり。

番号	質問事項	回答
7	現在の光熱水費実績をご教示ください。	事業者からの報告（年次、月次）項目にないため、提示できません。
8	撤去自転車・バイクの実績数をご教示ください。	No. 7 の回答のとおり。
9	現在の掃除内容の詳細とゴミの処理についてご教示ください。	No. 7 の回答のとおり。
10	特殊自転車優先ゾーンの設置は必須でしょうか。	必須ではありませんが、サービスや利用率向上のための取り組みとして事業運営を実施してください。
11	精算機について、キャッシュレス決済の種類に指定はございますでしょうか。	キャッシュレス決済の種類については、指定しておりませんが、サービスや利用率向上のための取り組みとして事業運営を実施してください。
12	P2 2 募集区分及び既設台数 2025年4月1日より施工される新基準原付について、入庫可能な機器設置を行う必要があるのでしょうか。	必須としませんが、サービスや利用率向上のための取り組みとして事業運営を実施してください。
13	P2 5(2) 道路占有許可条件による事業上の制約 道路管理者が行う道路工事の場合は駐輪場器具等の移設及び撤去等にかかる費用負担については、全て事業者負担になるということでしょうか。また「設置台数が大幅に減少する場合」と記載がありますが、具体的に何台以上がこの「大幅」に含まれることになるのかご教示願います。	お見込みのとおり。 なお、「設置台数が大幅に減少する場合」の内容については、様々なケースが考えられるため、本市と協議を行います。

番号	質問事項	回答
14	<p>P5 (15)事業上のリスク負担</p> <p>「公共工事等に伴って駐輪場の共用スペースが支障となる場合には、本市からの共用休止などの指示に従っていただきます」とありますが、その場合の事業上のリスクは事業者負担になるのでしょうか。例えば1か月以上の公共工事による共用休止（＝売上機会の損失）であれば、納付金による調整等のご協議いただけないのでしょうか。</p>	<p>No. 13 の回答のとおり。</p>
15	<p>1/13（月）が祝日となりますが、応募申請の受付は1/10（金）までという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>
16	<p>事業期間中に募集区分エリア各ブロックで柵の交換等の支障協議が、現在または想定されるものは、ございますでしょうか。</p>	<p>令和6年12月25日現在、想定されるものはございません。</p>
17	<p>募集要項3ページ(6)</p> <p>「また、自転車の規格などの都合で自転車の出し入れが困難なケースも想定されるため、自転車の規格によらず使用できる駐輪器具等の設置については、現在の状況を踏まえて設置してください。」とありますが、現状の利用状況を鑑みて必要性が認めなければ、御提案しなくても宜しいでしょうか。</p>	<p>No. 10 の回答のとおり。</p>